**令和３年３月　　真鶴町教育委員会定例会要旨　　会議録**

期　　　間：　　　　令和３年３月26日（月）　　　午後１時33分より

場　　　所：　　　　真鶴町民センター　第２会議室

出　席　者：　　　　加藤哲三教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、

草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員

　　　　　　　　　　岩本幹彦教育課長、山田譲生涯学習担当課長

書記：小野真人主幹兼学校教育係長、秋澤勝太主事

欠　席　者：　　　　なし

傍　聴　者：　　　　なし

議事

１　開会

　　　教育長あいさつ

２　協議事項

　(１) 真鶴町立小・中学校教職員及び真鶴町教育委員会関係人事について

主幹：　　　(資料により説明)

教育長：　　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　全委員：　　　(全員挙手)

(２)真鶴町町立学校等文書取扱規程の一部改正について

主幹：　　　　資料２をご覧ください。右側の欄が旧（改正前）、左側の欄が新（改正後）

となります。下線部分が今回の改正箇所となります。小中学校の文書担当である事務職の方から、次年度に向けて文書の整理、保管について変更したいとの申し出を受けて「真鶴町立学校文書分類表」の改正をするものです。右側の旧の欄の中分類の１総務、小分類の３各種団体、04教育研究会を削除します。こちらの改正理由につきましては、新旧対照表には記載がありませんが、中分類５の教務の中の、小分類５教育研究という項目が既にあることから、01庶務一般に統合するため改正するものです。また、左側の新の欄に、新たに04共同学校事務室を新設します。共同学校事務室については、今年度より新たに設置したことによる新設となります。

続いて、右側の欄の中分類３給与、小分類の０給与、11保険料控除申告書兼配偶者特別控除、12住宅取得等特別控除申告書については、様式の名称が年により改正がありますので、左側の新の欄のとおり、11　年末調整各種申告書としてまとめた名称で整理するものです。

続いて、裏面をご覧ください。右側の旧の欄の小分類の福利厚生、02　短期給付台帳、04現況表、05貸付決定通知書について、左側の新の欄の04から06のとおり、それぞれの名称の前に「公立学校共済」を付けて、文書整理上、分かりやすくするための改正となっています。

最後に、この改正後の施行日は、令和３年４月１日からの施行となります。説明は以上です。

教育長：　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　全委員：　　(全員挙手)

(３) 真鶴町町教育委員会関係職員の職の設置等に関する規則の一部改正について

主幹：　　資料３をご覧ください。第６条第１項ですが、令和３年度より町の職名の整

理により、副課長、主幹、技幹、副主幹、副技幹を無くし、主幹及び技幹に代わ

って新たに課長補佐を職名として位置づけるための改正となります。右側の旧の

欄では、「教育委員会は、必要と認めるときは、事務局に設けられた課に担当課

長、専任課長、副課長、主幹、技幹、副主幹、副技幹、主査、主任主事、主任技

師、指導主事及び社会教育主事を置くことができる。」の下線部分について、左

側の新の欄では、「課長補佐」と変更しています。第６条第２項ですが、右側の

旧の欄では、「２　担当課長は、課長を補佐し、上司の命を受け、特定事務を掌

理し、職員を指揮監督する。」としていますが、左側の新の欄では、「２　担当課

長は、課長を補佐し、上司の命を受け、特定事務を掌理し、職員を指揮監督し、

課長に事故がある場合はその職務を代理する。」と変更しています。これは、右

側の旧の欄の第４項の副課長が廃止されることに伴い、左側の新の欄では、「職

員を指揮監督し、課長に事故がある場合はその職務を代理する。」というものを

担当課長に追加するものです。

同上第５項以下と第８条については、最初にご説明しました職名の変更に伴う

改正となります。改正後の施行日は、令和３年４月１日からの施行となります。説明は以上です。

教育長：　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　全委員：　　　(全員挙手)

(４) 真鶴町町教育委員会事務決裁規定の一部改正について

主幹：　　　　資料４をご覧ください。協議事項３と同様に職名変更による改正するものです。改正後の施行日は、令和３年４月１日からの施行となります。説明は以上です。

教育長：　　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　全委員：　　　(全員挙手)

(５) 真鶴町人事評価に関する苦情の取扱いに関する要綱の一部改正について

主幹：　　　資料５をご覧ください。協議事項３，４と同様に職名変更による改正するものです。改正後の施行日は、令和３年４月１日からの施行となります。説明は以上です。

教育長：　　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　全委員：　　　(全員挙手)

(６) 真鶴町町教育委員会事務局組織等規則の一部改正について

主幹：　　　資料６をご覧ください。令和３年４月からの町機構改革に伴い、教育課については課名の変更はありませんが、係の名称が変更されることに伴い改正するものです。第３条、第４条に規定されています係名について、学校教育係は教育総務係に、生涯学習係は社会教育係に変更となります。改正後の施行日は、令和３年４月１日からの施行となります。説明は以上です。

教育長：　　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　全委員：　　　(全員挙手)

(７) 有害図書類の陳列方法等に係る立入調査実施要綱の一部改正について

担当課長：　　　資料７をご覧ください。有害図書類の陳列方法等に係る立入調査実施要綱の一部改正についてです。左側が新です。右側が旧です。１の違反行為の下、旧には平成とありますが新では削除しています。５の改善の期限、旧には平成とありますが新では削除しています。一番下、係名が変わることで教育課生涯学習係をすべて削除し、今後係の名前が変わっても対応できるようにしております。以上です。

教育長：　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　　全委員：　　(全員挙手)

教育長：　　 (８) 真鶴町教育支援センター設置要綱の一部改正について

主幹：　　資料８をご覧ください。協議事項５でご説明しましたとおり、令和３年４月からの町機構改革に伴い、健康福祉課については課名の変更がありまして、第２条に規定されています課名について、健康福祉課は福祉課に変更となります。改正後の施行日は、令和３年４月１日からの施行となります。説明は以上です。

加藤教育長：　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　　全委員：　　(全員挙手)

(９) 真鶴町英語検定料助成に関する要綱の廃止について

主幹：　　資料９をご覧ください。英語検定料の助成制度について、令和元年度より２年間実施してきまして、経済的な支援等で一定の効果はあったと思いますが、実績対象者が一部の方であったこと等を理由として、町の方針により事業を廃止することとなりましたので令和３年３月31日をもって要綱を廃止するものです。

教育長：　　ご承認いただける方は挙手お願いします。

　　　全委員：　　(全員挙手)

教育長：　　以上で真鶴町教育委員会３月定例会を終わります。